

輪島市の生活再建と支援制度



ひ さ ぽ

被災者支援情報さぽーとページ



↑ 今日ご紹介する
支援制度のツールを
ダウンロードできます



ひさぽ



日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
日本災害復興学会 復興支援委員
静岡県ボランティア協会 理事

弁護士・防災士 永野 海
Web: naganokai.com

能登半島地震での活動

1月1日	地震発生
1月3日	瓦版 公表
1月20日	瓦版 第2号 公表
1月28日	研修(全国)
2月10日~	第1回 現地説明会・相談会(輪島、穴水)
	研修(穴水町社協)
2月13日	研修(金沢弁護士会)
3月8日~	第2回 現地説明会・相談会(能登町、高岡)
4月1日	瓦版 第3号 公表
4月6日~	第3回 現地説明会・相談会(輪島、志賀、七尾、穴水)
5月10日~	第4回 現地説明会・相談会(珠洲、輪島、能登町)
	研修(珠洲市社協)
6月9日~	第5回 現地説明会・相談会(輪島、七尾)
6月17日	住まいのことで困ったときに(輪島市版) 公表
7月20日~	第6回 現地説明会・相談会(輪島、七尾)
8月31日~	第7回 現地説明会・相談会(台風で中止)
9月2日	研修(輪島市社協)



瓦版第1号



発災2週間後の穴水町の避難所に貼られた瓦版など

自分が見える
支援制度が何
かを知りたい

罹災証明書の
判定の意味が
わからない

罹災証明書の
判定に低くて
支援が何もない！

修理か解体か
どうすれば...

避難所を追い出
されたら、そのあ
とどうすれば...

公費解体、増築
部分は残して
解体してほしい

金沢の息子の
近くにいくか、
能登に残るか
決められない...

液状化の地盤改良
とてもお金
の工面できない！

今後何をどうして
いけばいいか
何も考えられない、
考えたくもない

地域支え合い センターとの 連携支援の形

静岡県弁護士会の取り組み例

《災害名》 令和3年熱海市土石流災害

令和4年台風15号

《当事者》 静岡県弁護士会

熱海市／熱海市伊豆山ささえ逢いセンター（熱海土石流）

静岡市／静岡市地域支え合いセンター（台風15号）

支え合いセンター職員への支援制度研修

大きな災害で仮設住宅の入居開始等の時期に設置される被災者の見守り支援のための地域支え合いセンター。熱海土石流では熱海市と熱海市社協の共同で、台風15号では静岡市を委託者、静岡市社協を受託者としてそれぞれ設置されました。いずれの災害でも、弁護士会は、設置後間もない時期に、職員向けの支援制度研修を実施しています。被災者を直接訪問する支援相談員が健康、福祉のみならず支援制度の知識を持つことが被災者の再建には重要となります。熱海土石流では、住宅金融支援機構に要請し、センター職員向けに災害復興住宅融資、特にリバースモーゲージ型融資についての説明会も実施しました。



台風15号でのセンターでの研修の様子

支え合いセンター職員とのMLの設置

弁護士会では、熱海土石流、台風15号いずれの災害でも、センター開設後速やかにセンターと弁護士会災害委員（数名規模）とのメーリングリストを開設。随時連絡がとれるようにするだけでなく、支援相談員がいつでも弁護士に法律問題や支援制度について相談できるようにしています。これにより、支援相談員が対応に困ったり、悩んだりするケースを弁護士会が支援できます。熱海土石流では、弁護士会で作成した冊子《生活再建の手引き》も職員に活用してもらいました。

支え合いセンター職員との被災者の連携支援

弁護士会では、上記MLや何でも相談ブースなどを通じて、センターから現地訪問への同行支援を要請された場合には、事案により、建築士、技術士など他の士業にも協力を要請し、一緒に現地を訪問するようにしています。現地では、建物や崩れた裏山の状態などをみて、建物の安全性、今後の再建の選択肢、り災証明の判定などについて助言をするなど、その後の具体的な支援につなげます。

罹災証明の申請が未了であればその場で書類を集め申請を代行したり、住家被害認定調査の再調査を申請することもあります。建築士や技術士に意見書や報告書を作成してもらうこともあります。

支援相談員が、困難事例では、士業と一緒に問題解決に当たってくれるという安心感をもって事案に取り組めることも大切です。

また、支援相談員が、頻繁に被災者と同行して士業の無料相談ブースに相談に来てもらうことで、弁護士会や士業連絡会による無料相談会の活用促進にもつながっています。



台風15号の被災者宅の裏山を検分する技術士、弁護士、支援相談員

支え合いセンターの災害ケース会議への出席・助言

困難事例では、支援相談員だけでなく、自治体職員、地域包括支援センター、民生委員、災害NPO、技術系ボランティア、そして弁護士などの士業が一堂に集まり、ケース会議の場で、各人がもつ知恵や技術、ネットワークを駆使して問題解決、生活再建にあたる必要があります。

弁護士会では、いずれの災害でも、ケース会議に毎回弁護士を複数名派遣し、生活再建の支障となる相続、債務などの法律問題の解決への助言や、支援制度の活用アドバイスなどを行っています。



熱海土石流の災害ケース会議に弁護士が参加する様子

支え合いセンターと連携した各種イベントの開催・参加

支え合いセンターは、被災者の交流の場、相談の場、ほっとできる場などを作るために、お茶会、足湯会、音楽会などのサロン活動を頻繁に行います。

弁護士会もこうしたサロン活動に参加し、また、センターと合同で、被災地で支援制度に関する出張説明会なども開催しています。

もちろん、支え合いセンターだけでなく、自治体や災害NPO団体と連携した出張相談会も頻繁に開催しています。



熱海土石流のサロン活動で弁護士会が担当した咖啡ブース

文字ばかりの支援制度にとまどう被災住民

さまざまなツールを使って、支援制度の全体像を身近に感じてもらいたいね



フム
フム...

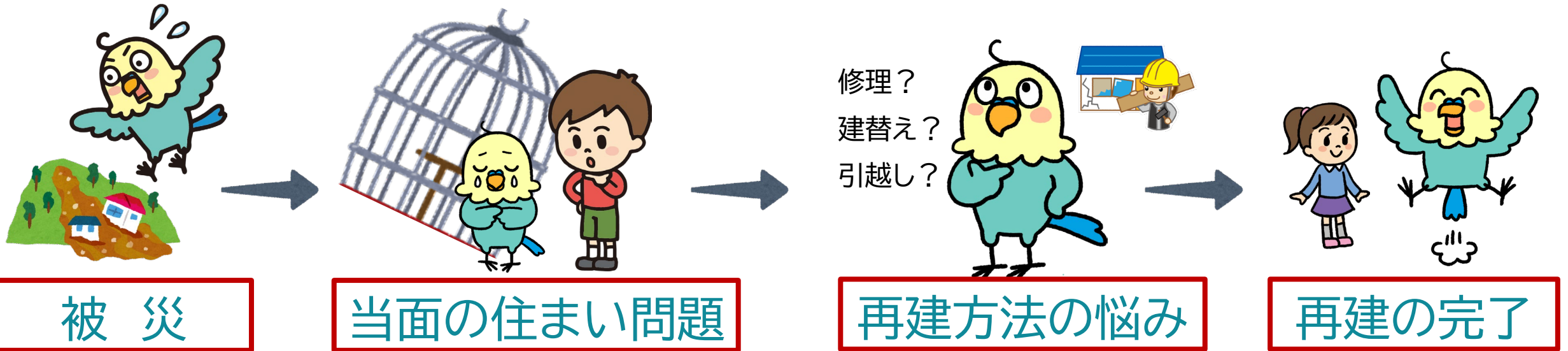


多くの被災者が複雑で文字ばかりの支援制度の情報にとまどっているんだね

支援制度が複雑すぎる市民の苦悩の声

- 先日、市から書類の束が届いた。よく分からないので、自分がどのような支援を受けられるか聞いてみたい。
- 今後、何をどういう順番で取り組んでいけばいいのか分からない
(何日間も眠れていない方で、心のケアが必要だと思いました)
- 市から被災者支援制度の案内文書が届いたが、見れば見るほど分からなくて相談に来た。自分が使える支援制度を知りたい
- これまで一度も私にきちんと説明してくれた人が居なかったので、初めて説明してもらえて嬉しい
- 当日の被害の精神的不調が大きく、話をきいてもらう人に救いを求めたい思いで相談にきた
- 1階が浸水して未修理で、自宅に住むのが辛い
- 相談者には夫と発達障害の子供あり。母の介護もあるところに今回の父の被災。とても一人で抱えきれるものではなく、相談できる人もいなかった模様。途中何度もつらさを思い出しては泣かれてた
- 何から手をつけていいかわからない、どうしたらいいのか教えてほしい(非常に混乱した様子だった)
- 床上浸水したがどうすればよいかわからない。今後の方針で妻とけんかになり、妻ともども精神的に参っている
- 修理するか建て替えか判断できない。仮設にも移動が大変。色々悩んで憂鬱になる。

発災後の流れと被災者の不安



被災者の不安

生活・健康面の不安

情報が
ない不安

再建の上での
様々な不安

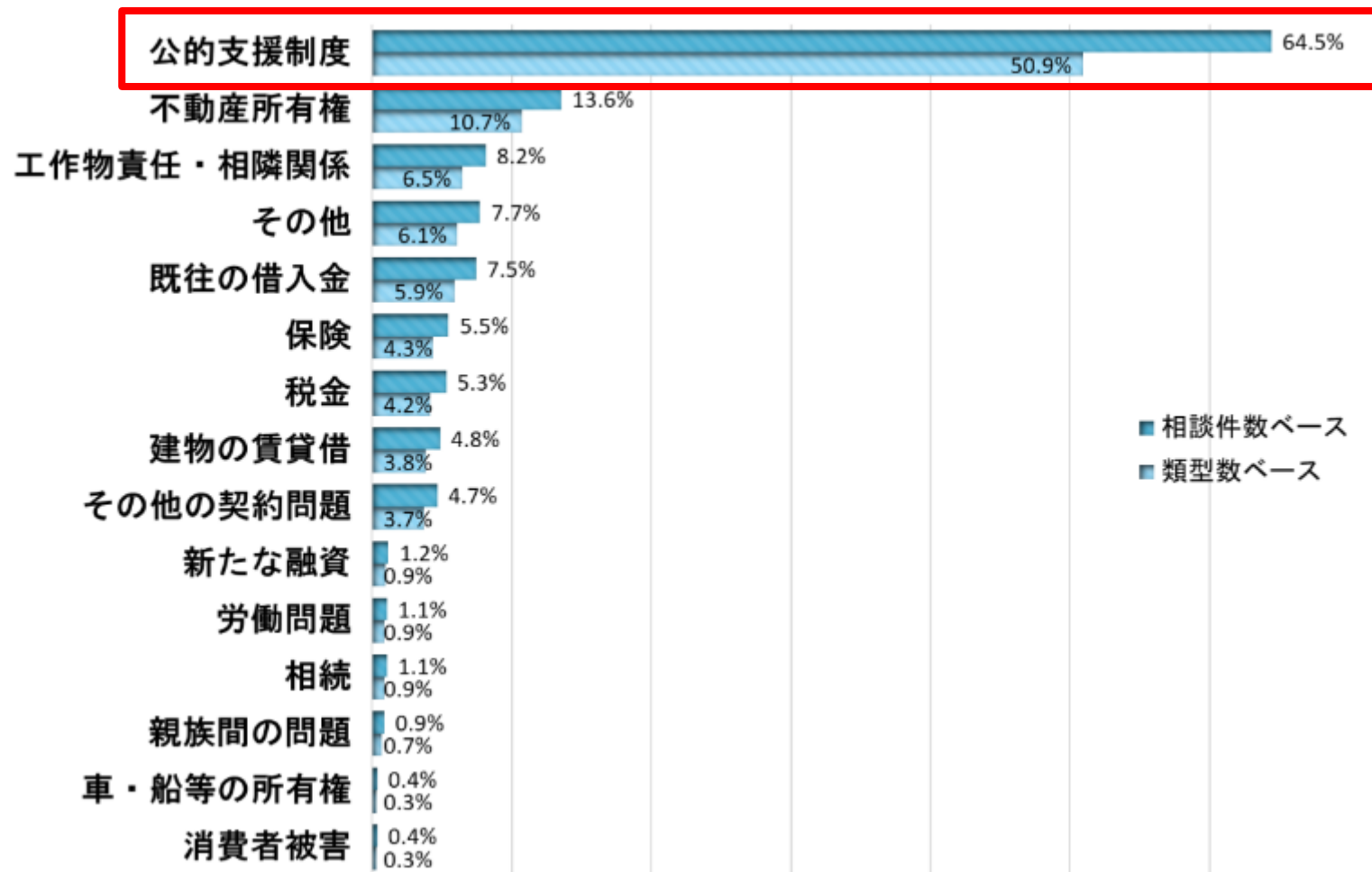
相談相手
がない不安

保健師さんなどプロによるサポートがされやすい

これまで十分には対応されてこなかった

専門家相談 1300件の相談に対する助言の多くは公的支援制度

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース：n=1,114² / 類型数ベース：n=1,410]

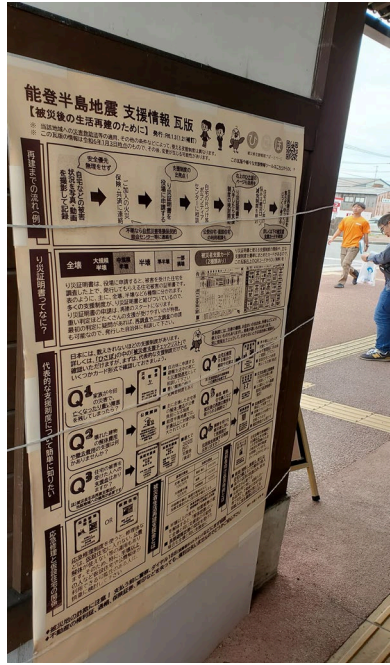


弁護士、建築士
などの専門家が
助言した内容
の圧倒的1位

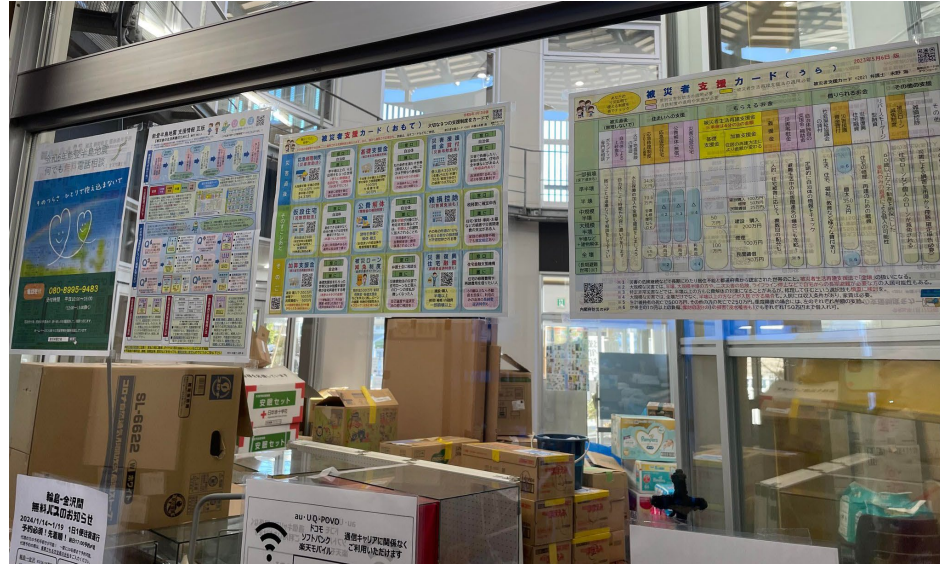


出典「令和4年台風15号災害無料相談 相談データ集計分析結果 2023年4月 静岡県弁護士会
(分析協力:第二東京弁護士会・鈴木秀昌弁護士)に筆者加筆

能登半島地震 支援情報瓦版



珠洲市の道の駅に貼られた瓦版



能登(穴水町)の避難所に貼られた瓦版やツール (令和6年1月17日撮影)

能登半島地震 支援情報 瓦版
【被災後の生活再建のために】 発行: P6.13

能登半島地震の被災者を支援しようと、防災士の資格を持つ静岡県弁護士会の水野海弁護士(仮)「静岡市」が、生活再建に役立つ情報をまとめた「瓦版」を作った。3日から自身のホームページ(JP)や交流サイト(SNS)で公開している。

静岡の弁護士 生活再建の流れをネット公開

能登半島地震の被災者を支援しようと、防災士の資格を持つ静岡県弁護士会の水野海弁護士(仮)「静岡市」が、生活再建に役立つ情報をまとめた「瓦版」を作った。3日から自身のホームページ(JP)や交流サイト(SNS)で公開している。

能登半島地震の被災者を支援しようと、防災士の資格を持つ静岡県弁護士会の水野海弁護士(仮)「静岡市」が、生活再建に役立つ情報をまとめた「瓦版」を作った。3日から自身のホームページ(JP)や交流サイト(SNS)で公開している。

能登半島地震の被災者を支援しようと、防災士の資格を持つ静岡県弁護士会の水野海弁護士(仮)「静岡市」が、生活再建に役立つ情報をまとめた「瓦版」を作った。3日から自身のホームページ(JP)や交流サイト(SNS)で公開している。

支援情報を「瓦版」で

水野弁護士は「全てを失い、絶望している人もいるかもしれない。人生は終わってない。いろいろな支援があるのであらぬないでほしい。瓦版が再建に向けた道しるべになれば」と話している。

水野弁護士は東日本大震災後、静岡県弁護士会の要請を受けて被災地の避難所に赴いた経験があり、

自宅の被災状況を写真や動画で撮影し、罹災証明書の発行を申請してから支援制度を活用する再建までの流れを記した。

代表的な支援制度として、最大で300万円が支給される被災者生活再建支援金や、60歳以上を対象にした災害復興住宅融資の返済特別などを紹介。応急修繕制度を使うと仮設住宅に入れない場合があるとして、活用する制度を慎重に検討するよう呼びかけた。

令和6年1月6日北陸中日新聞(石川県)

令和6年1月9日北國新聞(石川県)朝刊

被災者支援に詳しい永野海弁護士



被災者支援に詳しい永野海弁護士は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建を支援するために、被災者の生活状況を撮影し、罹災証明書の発行を申請してから支援制度を活用する再建までの流れを記した。

代表的な支援制度として、最大で300万円が支給される被災者生活再建支援金や、60歳以上を対象にした災害復興住宅融資の返済特別などを紹介。応急修繕制度を使うと仮設住宅に入れない場合があるとして、活用する制度を慎重に検討するよう呼びかけた。

仮設入居 罹災証明不要に

被災者支援に詳しい水野海弁護士は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活状況を撮影し、罹災証明書の発行を申請してから支援制度を活用する再建までの流れを記した。

代表的な支援制度として、最大で300万円が支給される被災者生活再建支援金や、60歳以上を対象にした災害復興住宅融資の返済特別などを紹介。応急修繕制度を使うと仮設住宅に入れない場合があるとして、活用する制度を慎重に検討するよう呼びかけた。

公費解体の対象 半壊まで拡大を

被災者支援に詳しい水野海弁護士は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活状況を撮影し、罹災証明書の発行を申請してから支援制度を活用する再建までの流れを記した。

代表的な支援制度として、最大で300万円が支給される被災者生活再建支援金や、60歳以上を対象にした災害復興住宅融資の返済特別などを紹介。応急修繕制度を使うと仮設住宅に入れない場合があるとして、活用する制度を慎重に検討するよう呼びかけた。

支援情報瓦版 3段目

代表的な支援制度について簡単に知りたい

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。詳しくは、「ひさぽ」の中の「被災者支援チェックリスト」で確認いただけますが、まずは、代表的な支援制度だけでもいくつかカード形式で確認しておきましょう。



各制度には、災害の種類、お住まいの自治体、所得などにより使えないものもありますし、発表が遅いものもあります。**常に情報をチェック**して、わからないときは自治体に相談を。

Q1 家族が今回の災害で、**亡くなったり重い障害を残してしまったり**したら？



- 自治体に申請する
- 避難生活中の死亡も**災害関連死**として相談して下さい
- 重い障害の時の見舞金制度もあり

Q4 **自宅を修理**する場合の補助や支援はありますか？
注)災害救助法の当該地域への適用が必要です



- 準半壊以上の人が対象になる制度
- 必ず**修理前**に自治体に相談して下さい
- 仮設住宅との併用禁止にも注意(後述)

Q2 壊れた建物の**解体費用**や**撤去費用**の支援はありますか？



- 主に全壊した住宅等の**解体・撤去**が公費負担になる制度
- 能登半島地震では、**半壊以上**に対象が拡大されています

Q5 修理、建替、住宅購入など**被災後の再建の費用**を借りられる制度は？



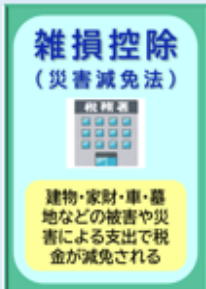
- **住宅金融支援機構**(旧住宅金融公庫)に相談して下さい
- 60歳以上なら**高齢者向け返済特例**も(後述)

Q3 住宅の被害を受けた人への**支援金**はありますか？
注)被災者生活再建支援法の当該地域への適用が必要です



- 最大で**300万円**の支援金(後述)

Q6 損害を受けた被災者に対して**所得税や住民税を軽減**する制度はありますか？



- **医療費控除**の制度と類似した制度です
- 保険でカバーされない損害分が所得から控除されます
- **確定申告**が必要です

被災された方への
支援制度の説明で
使えるツール **4選**
(全てひさぽでDL可能)



①被災者支援カード(うら) その罹災証明書で使える制度は？

能登特例給付金、宅地改良補助
住宅再建融資の利子補助など

もらった
罹災証明書
の行だけを見る！

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金					借りられるお金			その他の支援					
	ポランテア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる	義 援 金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害員援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なく必ず相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円			能登はどちらも 全て○(使える)				人的・住宅被害に応じて。複数回の配分も	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は 左下のQRコードから	
準半壊																				
半壊				70.6 万円	△ ※2	△ ※3		△ ※4												
中規模 半壊				全壊 修理ならOK					建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円											
大規模 半壊				50 万円					建設・購入 200万円											
半壊など +建物解体				100 万円					修理 100万円											
全壊				民間貸借 50万円																
(長期避難 世帯)※1	70.6 万円	利用可 ※2	利用可 ※3	利用可 ※4									△ ※6							

輪島市では、
市ノ瀬町、町
野町、門前町
などすでに
指定あり

②被災者支援カード(おもて)

支援制度のオールスター選手

<h3>応急修理制度</h3> <p>(災害救助法)</p>   <p>半壊以上の世帯 → 70.6万円 準半壊の世帯 → 34.3万円 (2023年基準)</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 準半壊以上の、り災証明をもらった世帯 (修理完了後は仮設住宅や公費解体の利用ができない運用に注意)</p> <p>業者に修理を頼む前や支払前に自治体に相談</p>	<h3>応急仮設住宅</h3> <p>(災害救助法)</p>   <p>原則最長2年間 (特定非常災害では延長可能性もあり) 家賃無料 (光熱費は負担必要)</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人</p> <p>半壊や二次災害の危険、ライフライン途絶などでも入居可能性がある為自治体にご相談を</p>	<h3>災害援護資金貸付</h3> <p>(災害弔慰金法)</p>   <p>借入最大 350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり)</p> <p>返済期間10年 当初3年間(例外で5年間)は返済据置で 利子もかからない</p>
<h3>基礎支援金</h3> <p>(被災者生活再建支援法)</p>   <p>①全壊世帯 ②解体世帯 ③長期避難世帯 → 100万円 大規模半壊世帯 → 50万円</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 左の各世帯。②は半壊以上や敷地被害で建物を解体した世帯のこと (単身は4分3の金額)</p> <p>所得条件なくお金の使い道にも制限なし</p>	<h3>公費解体制度</h3> <p>(環境省の補助制度)</p>   <p>建物を無償で解体・撤去 (お住まいの自治体の発表情報を必ず確認)</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 原則全壊建物が対象 ただし特定非常災害などでは半壊以上の建物への拡大もある</p> <p>所得条件なし 自費での解体後に費用償還の運用あり</p>	<h3>被災ローン減免制度</h3> <p>(自然災害ガイドライン)</p>   <p>預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残しローンの減額・免除の可能性 *ブラックリストに載らない</p> <p>窓口 弁護士会に相談</p> <p>誰に 災害救助法が適用された災害の影響で住宅ローンなど債務の支払が困難になった個人</p> <p>自己破産や返済交渉の前に弁護士やメインバンクに相談を!</p>
<h3>加算支援金</h3> <p>(被災者生活再建支援法)</p>   <p>建設・購入 → 200万円 修理 → 100万円 民間貸借 → 50万円 *中規模半壊は上の各半額がもらえる (基礎支援金はなし)</p> <p>窓口 自治体</p> <p>誰に 基礎支援金をもらった世帯、又は中規模半壊世帯が住宅再建する時 (単身は4分3の金額)</p> <p>一度転居した後に再建・修理した場合も左の金額までもらえる</p>	<h3>災害復興住宅融資</h3> <p>(高齢者返済特例も)</p>   <p>建設・購入の融資 半壊以上の世帯 修理(補修)の融資 一部損壊以上の世帯</p> <p>窓口 住宅金融支援機構</p> <p>誰に 住宅の修理費用や再建費用を借りたい人</p> <p>借入時60歳以上なら不動産を担保にして利息のみを返済する 高齢者返済特例もある</p>	<h3>雑損控除</h3> <p>(所得税・住民税減免)</p>   <p>その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される 医療費控除に似た制度</p> <p>窓口 税務署に確定申告</p> <p>誰に 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人</p> <p>家財の損害は金額が不明でも推定規定があるのでHPを確認!</p>

この9つの支援制度と、能登半島地震での独自の制度を合わせて十分です
手元資料に---

③公的支援制度に関するチャットボット



あなたが利用できる可能性がある制度の一例は以下のとおりです。また、必ずお住まいの自治体独自の支援制度の有無もご確認ください。詳しくはお住まいの自治体などにお問い合わせください。



その災害に適用されている法律（※）や、ご自身の被害の程度などによって、使える支援制度は異なることにご注意ください。
※①災害救助法の適用（応急修理制度や応急仮設住宅などにつながります）、②被災者生活再建支援法の適用（基礎支援金、加算支援金につながります）、③特定非常災害特別措置法の適用（公費解体制度の対象拡大などにつながる場合があります）
自治体のホームページや報道などで最新の情報を確認してください。



【制度名】
応急仮設住宅
【概要】

災害救助法に基づき、居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない場合に、自治体が建設する仮設住宅や、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」に入居できる可能性があります。
※**応急修理制度との併用はできない場合もあります**
※入居の可否などはお住まいの自治体などにお問い合わせください。

【入居可能期間】
原則2年間（特定非常災害などでは延長の可能性があります）

〈お願い〉
恐れ入りますが、被災者支援チャットボットに関する東京海上日動や代理店等へのお問合せはご遠慮願います

4つの質問に
答えると
その人が使える
支援制度が
表示される

東京海上日動

公的支援制度に関するチャットボット



ご利用いただける可能性のある制度をご説明いたします。
最大5つの質問にお答えください。



罹災証明を取得済みですか。（罹災証明の種類により利用できる制度が異なります）

取得済み

未取得

取得済み



罹災証明による被災区分を選択してください。

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

④ 「住まい」のことでこまったときに

[TOP > カテゴリ > 災害関連情報 > 災害関連情報](#)
[TOP > カテゴリ > 注目情報 > 注目情報に掲載する](#)
[TOP > カテゴリ > 区分 > お知らせ](#)

- 分野から探す
- 届出・登録・証明
 - 保険・年金・介護
 - 福祉
 - 健康・予防
 - 税金
 - 育児・教育
 - 住宅・インフラ
 - 防災・救急
 - 環境・衛生
 - 消費生活
 - 入札・契約
 - 都市整備
 - 産業・雇用
 - 観光情報
 - 市の紹介
 - 世界農業遺産
 - 施設案内
 - 市役所ご案内
 - 広報・広聴
 - 行政

「住まい」のことでこまったときに

公開日 2024年07月05日
 更新日 2024年07月05日

* 「住まい」のことでこまったときに

令和6年能登半島地震によって、住まいに被害を受けた方向けに支援制度や相談先をまとめたパンフレットを作成しました。

住まい再建の参考にご活用ください。



住まいの制度、義援金や支援金などの情報について理解しやすいように、できるだけわかりやすい表現、イラストを使うなど、どなたでも読みやすい形になっています。

住まいの再建、その前に。 「被災証明書」はありますか？

「被災証明書」は、地震などの災害によって、住まいがどれくらい被害(ダメージ)を受けているかを伝える証明書です。市役所に申し込み、現地調査をしてもらってから、交付されます。



「全壊」「半壊」などの区分で判定され、その区分によって、受けられる支援があります。もし判定に納得できなければ、家の内移りも含めた調査(2次調査)を申し込みます。

「被災証明書」は、さまざまな支援を受けるときに必要です。まだ申しこんでいない人は、市役所に相談しましょう。

<被災証明書の6つの区分>

区分	被災率	被災率	被災率	被災率	被災率	被災率	
全壊	被災割合 50%以上	大半壊	被災割合 40%以上 50%未満	半壊	被災割合 30%以上 40%未満	半壊	被災割合 20%以上 30%未満
半壊	被災割合 10%以上 20%未満	半壊	被災割合 10%未満	半壊に該当しない	被災割合 10%未満		

2

目次

- もらえるお金.....4ページ 
- 仮設住宅に入りたい.....6ページ 
- 住まいを解体する.....8ページ 
- 住まいを修理したい.....9ページ 
- 住まいを建て替えたい/新しく買いたい.....10ページ 
- 買ったローンが大家.....12ページ 
- 生活費に困っている.....13ページ 
- 組合員に相談したい人は.....14ページ
- 相談先一覧.....16ページ

3

住まいを解体する

住まいを解体すると、「被災証明書」の区分が「半壊」以上の人は、以下の制度を使い、解体・搬送できます。ただし、どちらの制度も使うための条件があります。

公費解体制度

行政が、解体にかかるお金を全額はらってくれる。



※被災は、お住まいだけでなく、車庫(仮設)などの家以外の建物、品、車庫も対象です。

自費解体による費用償還

解体にかかるお金を自分で先にはらって、後から行政にお金をもらう。



※被災は、お住まいだけでなく、車庫(仮設)などの家以外の建物、品、車庫も対象です。

解体する前に、物を取り出したい!

住まいを解体する前に、物を取り出したいときは、「輪島市災害たすけあいセンター」に相談しましょう。ボランティアの人が手伝ってくれる場合があります。

輪島市災害たすけあいセンター
TEL:080-7707-5242, 080-7707-5342

※メールで相談したい人は、
TEL:080-7707-5242, 080-7707-5342
https://wajima-city.wajima.jp/office/

3

住まいを修理したい

被害を受けた住まいをなおすとき、以下のお金の支援があります。

※修理のために、お金を借りたときは、「災害復旧住宅融資」を受けられる可能性があります(10ページ)。

住宅の緊急修理制度

※被災直後の居住確保対策として
雨が入らないように、屋根や外壁にブルーシートをはるためのお金が、5万円まで出る制度です。だれでも使えます。5万円をこえたら、自分ではらう必要があります。



住宅の応急修理制度

被災証明書の区分が「半壊」以上の人が、使えます。

<条件>

- 地震による被害で、直接関係のある修理であること
- 日常生活に必要欠くことのできない部分であること

■ 屋根、壁、床、玄関、上下水道配管、給湯器、エコキュートなど

<費用の上限額>
「半壊」以上:70万6000円
「半壊」以下:34万3000円

※上記額以上は自己負担となります。



! (1)修理前・修理中・修理後の様子から写真が必要です。
(2)この制度は、住まいを解体するための制度(公費解体制度)や自費解体による費用償還とは異なります。
(3)この制度を使うと、仮設住宅の利用が制限されることがあります。
注意 (4)修理費用は市がはらいますが、自分で必要はらうと、この制度は使えなくなります。

3

生活再建の流れ

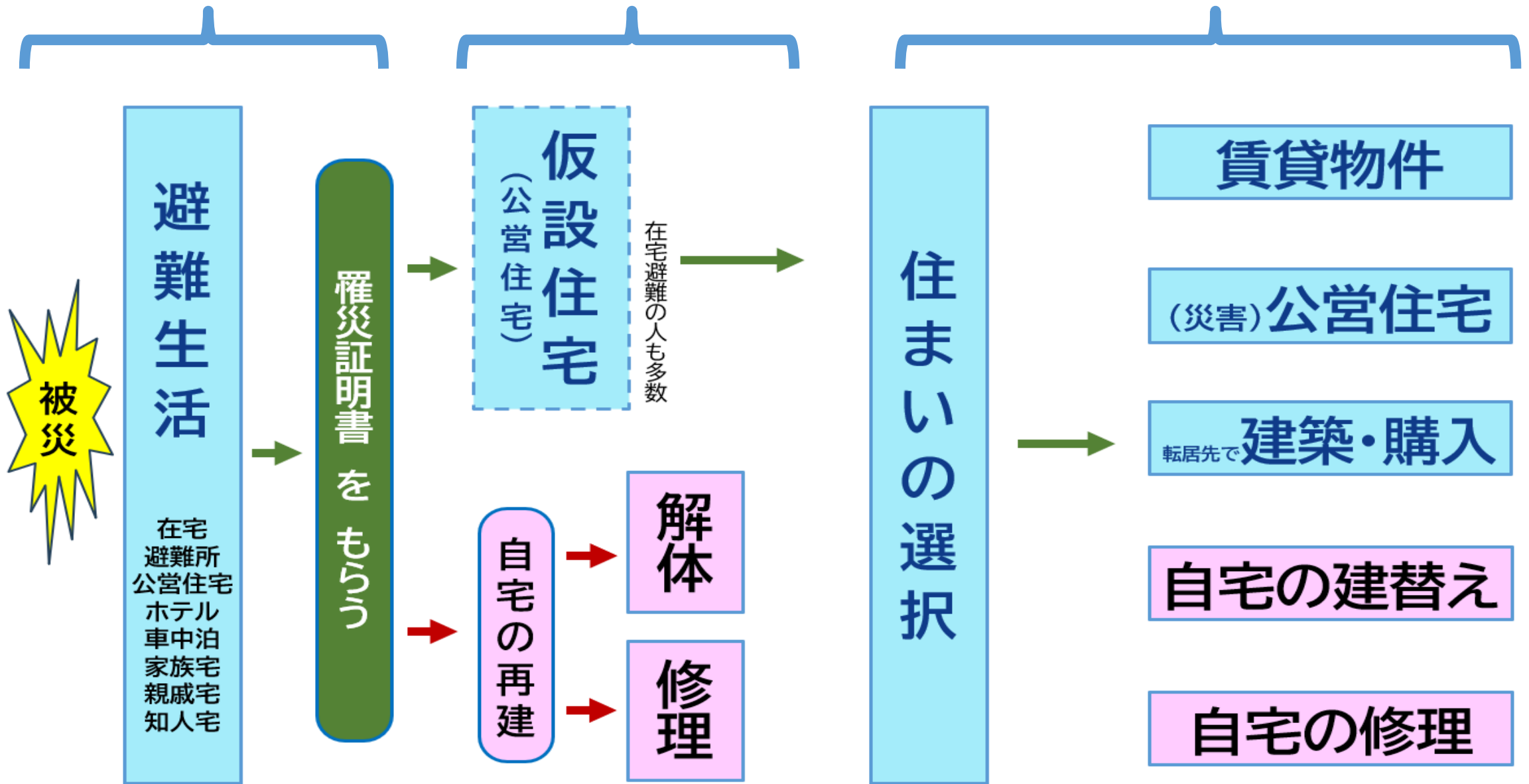


第1期
(応急期)

第2期
(避難生活期)

第3期
(住まい再建期)

多くの方が
いまココ



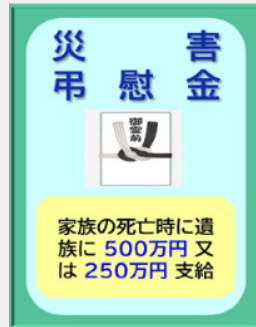
第1期(応急期)の支援制度

被災

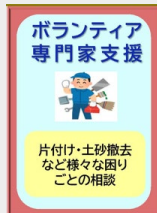
避難生活

在宅
避難所
公営住宅
ホテル
車中泊
家族宅
親戚宅
知人宅

罹災証明書をもらう



- 自治体に申請する
- 避難生活中の死亡も**災害関連死**として相談して下さい
- 重い障害の時の見舞金制度もあり



避難生活中や、罹災証明書をもらうときに、ボランティアや専門家にどんなことを頼めるか知っていますか？

被災ローン減免制度

(自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残しローンの減額・免除の可能性
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談

誰に

災害救助法が適用された災害の影響で**住宅ローン**など債務の支払が困難になった個人

自己破産や返済交渉の前に弁護士やメインバンクに相談を！

災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



借入最大 **350万円**
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年
当初3年間(例外で5年間)は返済据置で
利子もかからない



第1期 被災ローン減免制度 と 生活費の借入

被災ローン減免制度 **窓口**
 (自然災害ガイドライン) 弁護士に相談

誰に
 災害救助法が適用された災害の影響で住宅ローンなど債務の支払が困難になった個人

自己破産や返済交渉の前に弁護士やメインバンクに相談を!

預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残しローンの減額・免除の可能性
 *ブラックリストに載らない






災害援護資金貸付 **窓口**
 (災害弔慰金法) 自治体

誰に
 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり)

返済期間10年
 当初3年間(例外で5年間)は返済据置で利息もかからない


借入最大 350万円
 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

「住まい」のことで
 こまったときに
能登半島地震で被害を受けた住まい再建のために



輪島市役

残ったローンが大変 

住宅ローンなど、個人のローンを返すことがむずかしい人は、特別にローンの免除や減額をおねがいでできる「被災ローン減免制度」があります。自分も使えるか、「弁護士会」や住宅ローンを借りた銀行などに相談しましょう。

被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)


もらった義援金、支援金、弔慰金などにくわえて、一定の財産も手元に残した上で、ローンをなくしたり、減らしたりする制度です。「自己破産」とちがって、この制度を使っても、いわゆるブラックリスト(信用情報)にのりません。また住宅ローンなどを借りられる可能性も残ります。

土地や住宅を手放さずにする可能性もあるので、弁護士に相談してね

弁護士などの専門家が、無料で手続きを支援してくれます。

この制度についての無料相談は

金沢弁護士会 TEL:080-8995-9483 受付時間:平日10:00~16:00(12:00~13:00をのぞく)
 日本弁護士連合会 TEL:0120-254-994 受付時間:平日および土日10:00~16:00



生活費にこまっている 

生活費にこまったら、以下の制度もあります。

お金を借りる

◎借りたお金は、返す必要があります。

注意

生活福祉資金の貸付【社会福祉協議会】

生活を立て直すために、原則1世帯10万円まで借りられます。また条件に合えば、住まいの修理などに使うお金も借りられます。くわしくは、社会福祉協議会に相談しましょう。

もっとくわしい内容や、相談は

輪島市社会福祉協議会 TEL:0768-23-0783 FAX:0768-22-9627
 MAIL:kurasapo@washakyo.com

災害援護資金貸付制度

生活を立て直すためのお金を借りられます。被害の状況などによって、借りられるお金の限度額が、150~350万円まで変わります。くわしくは、市役所に相談しましょう。

税金を免除する・減額する

雑損控除

災害などにあった人は、確定申告をすることで所得税や住民税が免除・減額される場合があります。住宅や家財のほか、お墓の被害なども損害にふくまれます。くわしくは、税務署に相談しましょう。

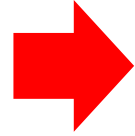
もっとくわしい内容や、相談は 輪島税務署 TEL:0768-22-2241





被災ローン減免制度 災害で個人のローン返済がむずかしくなった人のための制度

※正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン



同じローンを免除
してもらう自己破産
の制度と比べて
3つのメリット！

この制度でローンの
免除を受けても



1

預貯金500万円(目安)に加えて
もらった支援金、弔慰金や義援金、
家財保険金を全て残せる

2

弁護士費用が無料

3

ブラックリストに載らない
(制度利用後も借入の可能性)



心機
一転
したい

住宅ローンなど個人
のローンを全て免除
してもらい再スタート



不動産は残
したい

残したい不動産の
評価額のみだけ支
払って残りのローン
を免除してもらう

災害援護資金貸付制度 (国の貸し付け制度)

災害で**負傷**したり、**家や家財の被害**を受けた場合の特別の貸付制度

輪島市は
1.5%
(保証人いれば
無利息)

〈使える人の所得上限〉

世帯人員	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

- 貸付金額 最大 350万円
- 利息 当初3年は無利子 その後の金利条件は自治体ごとに異なる
- 据置期間 3年(全壊の場合など5年に延長される例もあり)
- 返済期間 10年(据置期間を含む)
- 所得制限 あり **連帯保証人** 必要(不要な場合もあり。要確認)



① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	350万円
② 家財の1/3以上の損害	150万円				
③ 住居の半壊	170万円(250)	}	270万円(350)		
④ 住居の全壊	250万円(350)				
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円				

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。

罹災証明書 の ポイント

避難生活

避難所
公営住宅
ホテル
車中泊
自宅
家族宅
親戚宅
知人宅

り災証明書 (全壊、半壊・)

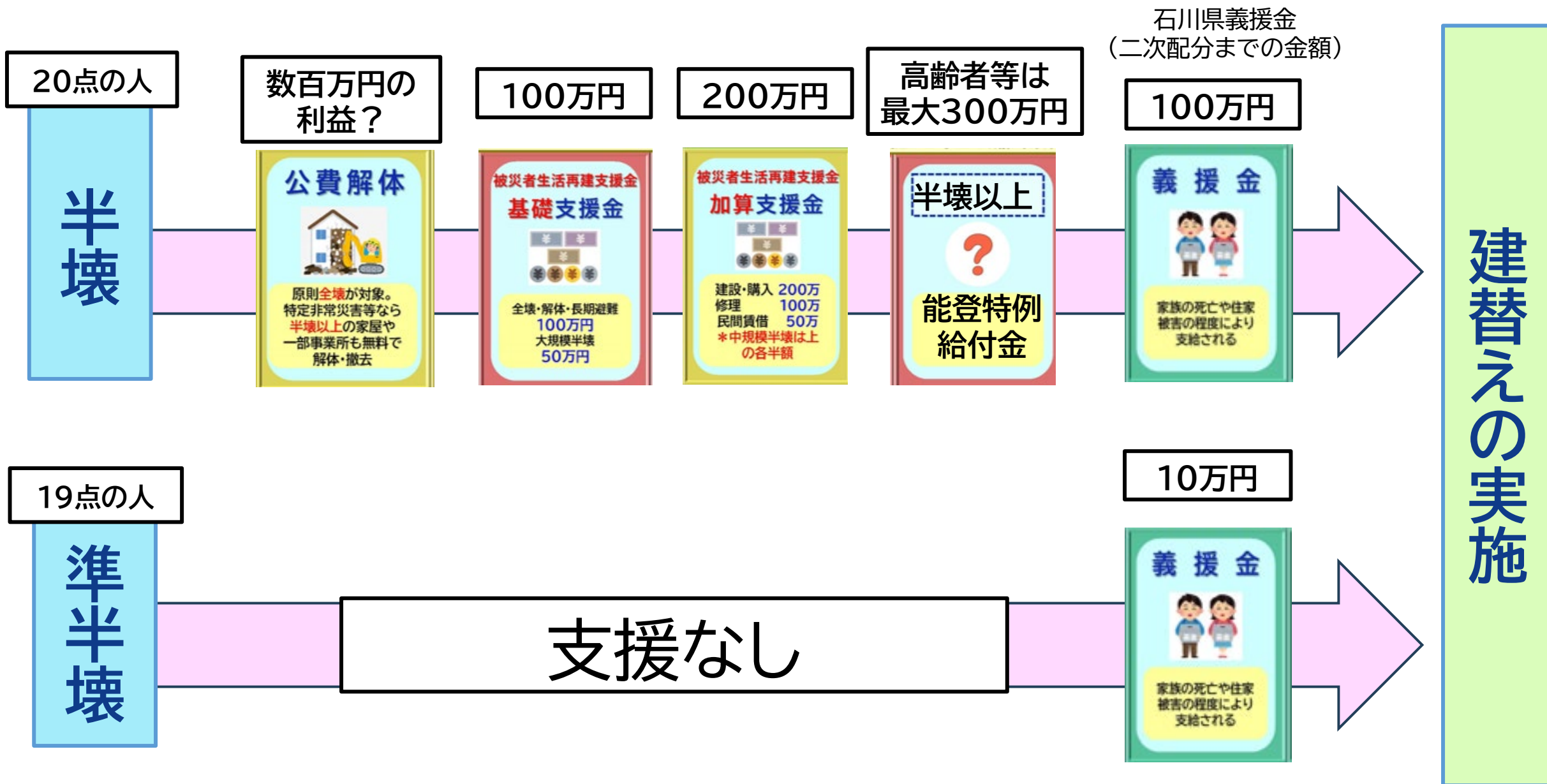
1つでも高い判定を
勝ち取れるかが
運命の分かれ道！

つながっている

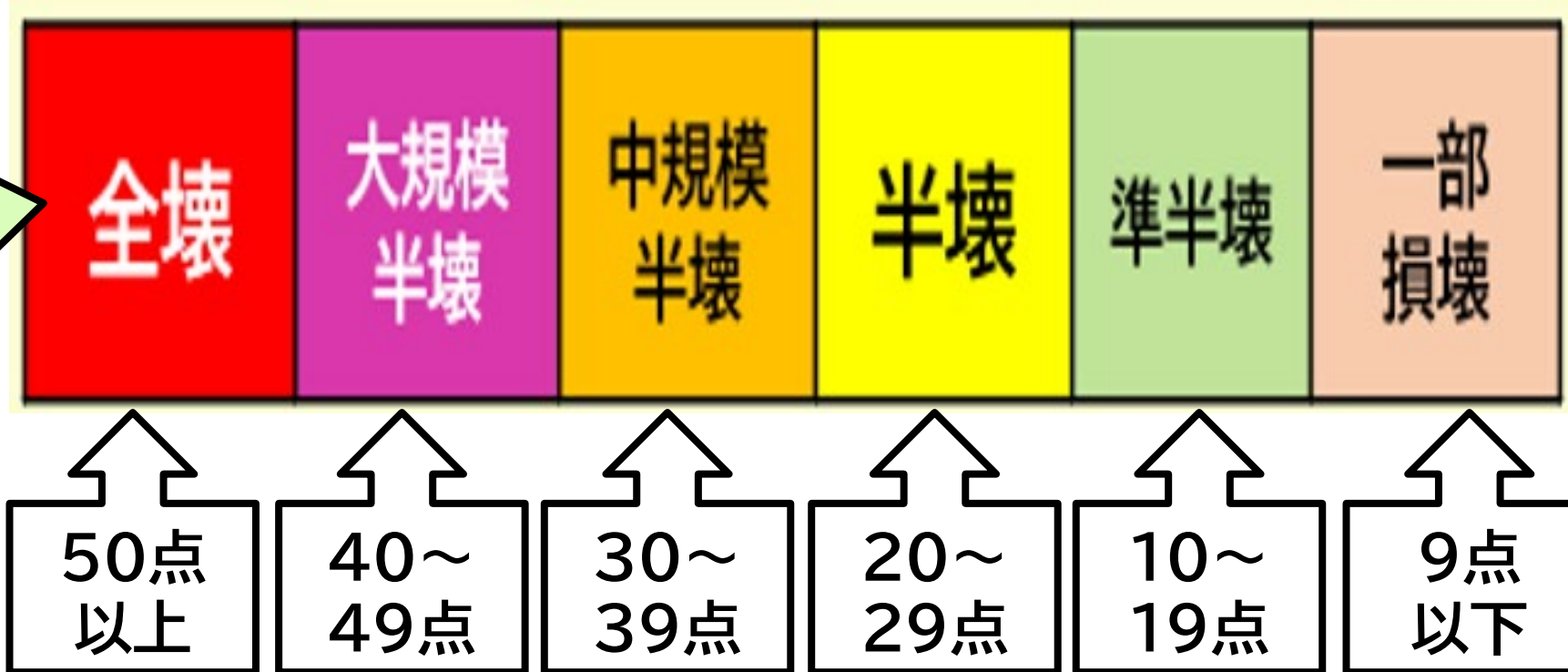
公的支援制度

避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	応急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 70万6000円 準半壊 34万3000円	被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは 地震・津波の 被害保障なし	?
仮設住宅 原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義 援 金 家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集	災 害 弔 慰 金 家族の死亡時に遺 族に 500万円 又 は 250万円 支給	災害援護 資金貸付 1か月以上の専 業家財損害、住家被 害に最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
公費解体 原則全壊が対象。 特定非常災害等なら 半壊以上の家屋や 一部事業所も無料で 解体・撤去	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育 などの個人ロー ンの減額・免除	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件	災害公営 住宅 収入に応じて家賃 は変動。当初数年 は家賃の特例あり

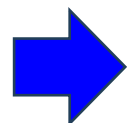
修理／建替／引越／公営住宅



罹災証明は
100点満点
の住宅の
被害テスト



地震の一次調査(外だけの調査)



二次調査(家の中も調査)

屋根	15点
壁(外壁)	75点
基礎	10点

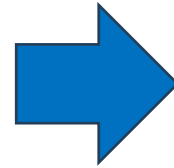
どちらも
100点
満点

屋根	15点	外壁	10点	建具	15点
柱	15点	内壁	10点	基礎	10点
床	10点	天井	5点	設備	10点

二次調査を申請するか迷ったら？



の判定の人



半壊以上で建物の《解体》を予定している人は二次調査などは慎重に

- ①半壊＋解体でどうせ全壊の人と同じ支援に
- ②準半壊以下に下がると支援が大きく減る



の判定の人



まずは役場で自分の点数を聞く
調査票も本当はみせてもらいたい

《20点》に近い人や、家の外からみた被害より、《家の中》の被害が大きそうな人は、二次調査の申請を前向きに検討する

第2期(避難生活期)の支援制度



<p>避難所</p> <p>数日から数ヶ月の利用(無料)</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p> <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理 制度</p> <p>仮設住宅</p> <p>半壊以上 70万6000円 準半壊 34万3000円</p>	<p>被災者生活再建支援金 基礎支援金</p> <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p> <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>仮設住宅</p> <p>原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>義援金</p> <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>自治体の 独自支援</p> <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災弔 書慰金</p> <p>家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p> <p>1か月以上の負債 家財損害、住家被害に 応じ最大350万円貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p> <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>公費解体</p> <p>原則全壊が対象。 特定非常災害等なら半壊以上の家型や一部事業所も無料で解体・撤去</p>	<p>被災者生活再建支援金 加算支援金</p> <p>建設・購入200万円 修理100万円 民間貸借50万円 *中規模半壊以上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p> <p>住宅、事業、教育などの借入ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p> <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p> <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p> <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

第2期(避難生活期)の支援制度

仮設住宅
(公営住宅)



自宅の再建




解体



修理

応急仮設住宅

(災害救助法)



窓口
自治体


誰に
居住できる家がなく
自分の資力では住宅
を確保できない人

原則最長2年間
(特定非常災害では
延長可能性もあり)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

半壊や二次災害の危険、
ライフライン途絶などでも
入居可能性がある為
自治体にご相談を

公費解体制度

(環境省の補助制度)



窓口
自治体


誰に
原則**全壊建物**が対象
ただし特定非常災害
などでは**半壊以上**の
建物への拡大もある

建物を無償で
解体・撤去
(お住まいの自治体の
発表情報を必ず確認)

所得条件なし
自費での解体後に
費用償還の運用あり

応急修理制度

(災害救助法)



窓口
自治体

誰に
準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(修理完了後は仮設住
宅や公費解体の利用が
できない運用に注意)

半壊以上の世帯
➔ **70.6万円**
準半壊の世帯
➔ **34.3万円**
(2023年基準)

業者に修理を頼む前や
支払前に自治体に相談

基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



窓口
自治体

誰に
左の各世帯。②は半壊
以上や敷地被害で建物
を解体した世帯のこと
(単身は4分3の金額)

①全壊世帯 ②解体世帯
③長期避難世帯
➔ **100万円**
大規模半壊世帯
➔ **50万円**

所得条件なくお金の
使い道にも制限なし

第2期 応急修理制度

応急修理制度

(災害救助法)



半壊以上の世帯

➔ 70.6万円

準半壊の世帯

➔ 34.3万円

(2023年基準)

窓 口

自治体

誰 に

準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(修理完了後は仮設住
宅や公費解体の利用が
できない運用に注意)

業者に修理を頼む前や
支払前に自治体に相談

「住まい」のことで
こまったときに
能登半島地震で被害を受けた住まい再建のために



輪島市役

住まいを修理したい

被害を受けた住まいをなおすとき、
以下のお金の支援があります。

※修理のために、お金を借りたいときは、
「災害復興住宅融資」をうけられる可能性があります(10ページ)。



住宅の緊急修理制度

※輪島市での受付は終わりました

雨が入らないように、
屋根や外壁にブルーシートを
はるためのお金が、5万円まで出る制度です。
だれでも使えます。
5万円をこえたら、自分ではらう必要があります。



落と
し穴

応急修理制度を使うと、公費解体
制度が使えなくなったり、修理後
は仮設住宅に入れなくなる！

応急仮設住宅

(災害救助法)



原則最長2年間

(特定非常災害では
延長可能性もあり)

家賃無料

(光熱費は負担必要)

窓 口

自治体

誰 に

居住できる家がなく
自分の資力では住宅
を確保できない人

半壊や二次災害の危険、
ライフライン途絶などで
も入居可能性がある為
自治体にご相談を

公費解体制度

(環境省の補助制度)



建物を無償で
解体・撤去

(お住まいの自治体の
発表情報を必ず確認)

窓 口

自治体

誰 に

原則全壊建物が対象
ただし特定非常災害
などでは半壊以上の
建物への拡大もある

所得条件なし
自費での解体後に
費用償還の運用あり

住宅の応急修理制度

罹災証明書の「区分」が「準半壊」以上の人が、使えます。



<条件>

- 地震による被害と、直接関係のある修理であること
- 「日常生活に必要な欠くことのできない部分」であること

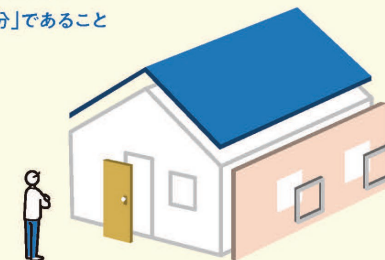
例 屋根、壁、床、玄関、上下水道配管、
給湯器、エコキュートなど

<費用の上限額>

「半壊」以上:70万6000円

「準半壊」:34万3000円

※上限額をこえた分は、自分ではらう必要があります。



注意

- 修理前・修理中・修理後の様子がわかる写真が必要です。
- この制度は、住まいを解体するための制度(「公費解体制度」や「自費解体による費用償還」といっしょに使えません)。
- この制度を使うと、仮設住宅の利用が制限されることがあります。
- 修理費用は市がはらいます。自分で業者にはらうと、この制度は使えなくなります。

公費解体制度

能登半島地震のような特定非常災害では半壊でも公費解体が使える!!!

住宅や一定規模の事業所を無料で解体してもらえる制度
(自治体の事業実施判断が前提)

公費解体



原則全壊建物が対象。
特定非常災害等なら半壊以上の家屋や一部事業所も無料で解体・撤去

公費解体が使える可能性のある人

全 壊
大規模半壊
中規模半壊
半 壊
準 半 壊
一 部 損 壊

原則使える

特定非常災害のときや自治体の独自財源で対象になる可能性あり

公費解体制度

(環境省の補助制度)



建物を無償で
解体・撤去

(お住まいの自治体の
発表情報を必ず確認)

窓口

自治体

誰に

原則全壊建物が対象
ただし特定非常災害
などでは半壊以上の
建物への拡大もある

所得条件なし
自費での解体後に
費用償還の運用あり

「建物」ではない ブロック塀、擁壁、舗装や、庭石などでも
建物の解体撤去のために必要な場合は公費解体の対象

公費解体制度の対象(基本的なイメージ)

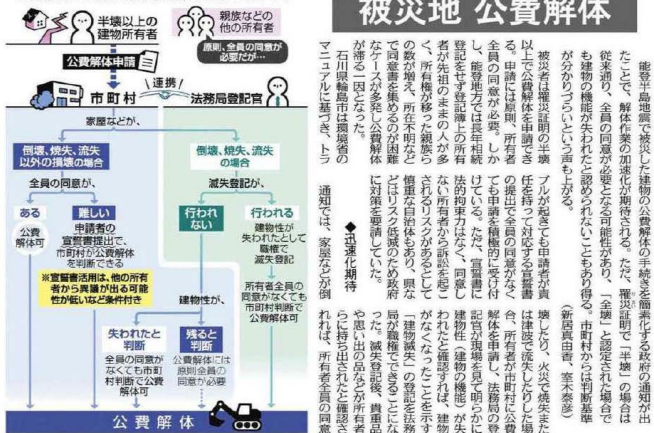
	個人住宅	倉庫	土蔵	神社・仏閣	事務所	店舗	車庫/カーポート
半壊以上	○	○	○	○	○	○	○(課税されたものに限る)
準半壊以下	×	×	×	×	×	×	×

(注意点)

- ・公費解体の対象は自治体ごとに異なる場合があります。
必ずお住まいの自治体にご相談下さい
- ・個人又は中小企業者が所有するものに限り(大企業等の物件は対象外)

被災地 公費解体

「建物性」基準あいまい



被災地公費解体の申請から判断までの流れ。申請は市町村に提出され、法務局登記官の審査を経て判断される。倒壊、焼失、流失以外の損壊の場合は、全員の同意が必要だが、建物性が失われたと判断された場合は、原則全員の同意がなくても市町村判断で公費解体が可能。

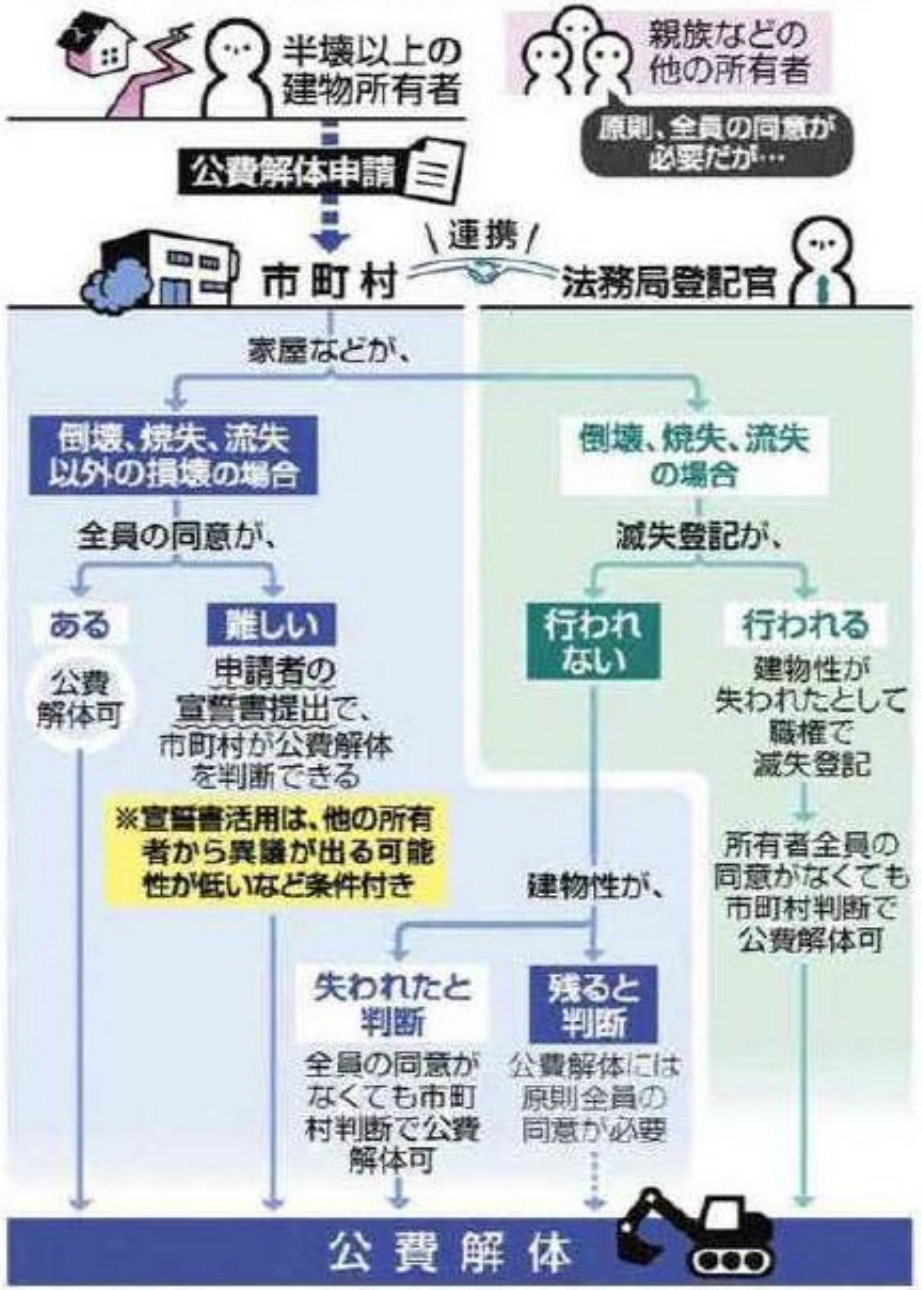
宣誓書活用「建築士など専門家の判断を」

被災地の公費解体において、建物性が失われたと判断された場合は、原則全員の同意がなくても市町村判断で公費解体が可能。この判断は、建築士など専門家の判断を踏まえて行われる。宣誓書活用は、他の所有者から異議が出る可能性が低いなど条件付き。

「建物でない」(解体に全員の同意が不要になる)例

- ① 建物全体が倒壊、流失している
- ② 建物が火災で全焼している
- ③ 建物の下の階がつぶれている
- ④ 建物の壁がなくなり柱だけになっている

公費解体の政府の通知(5月28日付)のポイント



能登6市町の特例給付金とは

正式名称：地域福祉推進支援臨時特例給付金 問合せ先：電話 076-225-1956

対象となる世帯： ①珠洲、輪島、穴水、能登、七尾、志賀の6市町で ②半壊以上の被災をした
③高齢者や障害者のいる世帯、又は資金の借入や返済が容易でないと見込まれる次のア～オまでの世帯
ア住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 イ家計急変世帯 ウ児童扶養手当受給世帯
エ離職・廃業した人がいる世帯 オ一定のローン残高がある世帯

家財給付金	50万円（実際の家財などの購入までは不要）
自動車購入給付金	50万円（実際の車の購入までは不要。車の廃車処理は必要）
住宅再建給付金（単身でも減額されない）	建築・購入・補修で最大200万円、賃貸で最大100万円

一定のローン残高：

100万円ぐらいが目安

自動車購入給付金：

車を廃車した人が対象
（バイクやトラクターの廃車
ではだめ）

高齢者：

令和9年1月31日ま
でに65歳になる人
であればOK

家計急変世帯：

地震後のどこか一番
少ない収入だった月
を選んで、その月の
収入を12倍した金
額が、住民税非課税
世帯の基準に入れ
ばOK

被災者生活再建支援金 半壊＋解体 ＝ 全壊と同じ支援金

※右()内はひとり世帯の場合の額

区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	建設・購入	100万円(75万円)	200万円(150万円)	300万円(225万円)
	補修		100万円(75万円)	200万円(150万円)
	賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊世帯 (建物を解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	50万円(37.5万円)	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
	補修		100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
	賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊世帯 (建物を解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)
輪島市 半壊世帯 (建物を解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)



解体世帯

半壊以上の被害の家や、液状化などの敷地被害でやむを得ず解体すると、全壊と同じ支援金がもらえる

第3期(住まい再建期)の支援制度



<p>避難所</p> <p>数日から数ヶ月の利用(無料)</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p> <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理 制度</p> <p>仮設住宅</p> <p>半壊以上 70万6000円 準半壊 34万3000円</p>	<p>被災者生活再建支援金 基礎支援金</p> <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p> <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>仮設住宅</p> <p>原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>義援金</p> <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>自治体の 独自支援</p> <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災弔 書慰金</p> <p>家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p> <p>1か月以上の負債 家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p> <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>公費解体</p> <p>原則全壊が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家型や一部事業所も無料で解体・撤去</p>	<p>被災者生活再建支援金 加算支援金</p> <p>建設・購入200万円 修理100万円 民間貸借50万円 *中規模半壊以上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p> <p>住宅、事業、教育などの借入ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p> <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利子のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p> <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p> <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

第3期 住まいの再建方法の悩み……



第3期(住まい再建期)の支援制度

住まいの選択

賃貸物件

(災害)公営住宅

転居先で建築・購入

自宅の建替え

自宅の修理

加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 → 200万円
修理 → 100万円
民間賃借 → 50万円

*中規模半壊は上の各半額がもらえる(基礎支援金はなし)

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった世帯、又は中規模半壊世帯が住宅再建する時

(単身は4分3の金額)

一度転居した後に再建・修理した場合も左の金額までもらえる

災害復興住宅融資

(高齢者返済特例も)



建設・購入の融資
半壊以上の世帯
修理(補修)の融資
一部損壊以上の世帯

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や再建費用を借りたい人

借入時60歳以上なら不動産を担保にして利息のみを返済する高齢者返済特例もある



住まいの再建期にボランティアや専門家にどんなことを頼めるでしょうか？

雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される医療費控除に似た制度

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人

家財の損害は金額が不明でも推定規定があるのでHPを確認!

第3期 災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)


災害復興住宅融資
(高齢者返済特例も)

窓口
住宅金融支援機構

誰に
住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人

建設・購入の融資
半壊以上の世帯
修理(補修)の融資
一部損壊以上の世帯

借入時60歳以上なら
不動産を担保にして
利息のみを返済する
高齢者返済特例もある



住まいを建てかえたい／新しく買いたい

住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は、
「災害復興住宅融資」【住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が実施】を
うけられる可能性があります。

災害復興住宅融資【建築・購入(新築・中古)】



住まいを建てかえたい、
または新しく買いたい人向けのローンです。
「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。
最大5500万円まで、借りられます。



災害復興住宅融資【補修】



住まいの修理のために、お金を借りたい人は
「災害復興住宅融資」【補修】
住まいを修理したい人向けのローンです。
「罹災証明書」があることが条件です。
「準半壊にいたらない(一部損壊)」の人も、対象です。
最大2500万円まで、借りられます。



「災害復興住宅融資」には、親子でいっしょに返していく
「親子リレー返済」や、親の住まいのために借りる
「親孝行ローン」など、さまざまな種類があります。
また、60才以上の人には、存命中は元金を返さず、
利息だけはらえばいい「高齢者向け返済特例」もあります。

高齢者向け返済特例【リバースモーゲージ型融資】

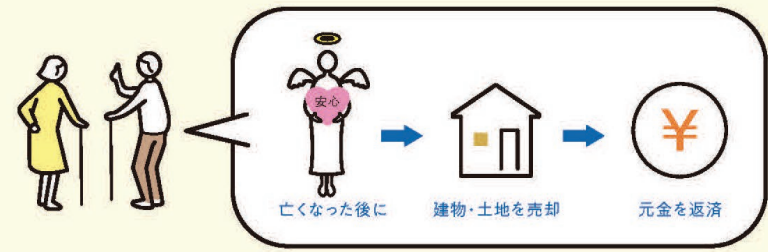


60才以上の人向けのローンです。
住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は
「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。
住まいを修理したい人は、「罹災証明書」があることが条件です。

元金は、ローンを借りた人全員が亡くなった後に、
建物や土地を売るなどして、返済します。
そのため、毎月はらうのは、利息だけです。

たとえ死後、建物や土地が売れなくても、
相続人は、お金をはらう必要はありません。
また、残った元金をはらえば、相続人が建物や土地を、ひき上げます。

再建する建物や土地の
評価額の6割まで借りら
れる可能性があるよ



もっと詳しい内容や、相談は

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル TEL:0120-086-353

「住まい」のことで
こまったときに

能登半島地震で被害を受けた住まい再建のために



輪島市版

60歳以上なら利息だけ返済の「リバースモーゲージ型」融資も

自宅を修理



自宅の建替



別の場所
家を買う
(新築・中古)



罹災証明書が必要
(建替・購入なら半壊以上)

不動産評価
(契約金額)の6割
まで借りられる

- 修理 **2500万円まで**
- 建築・購入 **5500万円まで**
(土地を買わないなら4500万円まで)

残りは自己資金

6割

利息

借った
元金

4割



毎月返済

➔ 600万円借りて
毎月1万5000円
ぐらいの返済

返済不要

➔ 亡くなったあ
と、不動産の売却
などで弁済
(相続人には
請求されない)

リバース
モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

半壊以上の罹災証明

公費解体で解体

2000万円で建替え

6割

1200万円
リバースモー
ゲージで借入

4割

800万円
自己資金

利息だけ毎月3万円返済

義援金 100万円

被災者生活再建支援金
300万円

能登特例給付金
300万円(最大)

不足分は貯金などから

65歳夫婦 家は壊して別の場所で1000万円の**中古住宅**を買う

半壊以上の罹災証明

公費解体で解体

1000万円で建替え

6割

600万円
リバースモー
ゲージで借入

4割

400万円
自己資金

利息だけ毎月1.5万円返済

義援金 100万円

被災者生活再建支援金
300万円

能登特例給付金
300万円(最大)

土地を売ったお金？

貯金は使わなくてOK

自宅再建利子助成事業給付金

対象者

県内で被災し、県内で住宅を再建した、次の(1)から(3)の全てに該当する方(法人を除く)

※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」との併給はできません。

(1) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯
- (イ) 敷地被害解体世帯
- (ウ) 長期避難世帯の認定期間中に、住宅再建した世帯
- (エ) 応急仮設住宅等(建設型応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用)の入居者であり、供与期間内に住宅再建した世帯

(2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入(所得)額が、次の要件を満たす方

- ・給与収入のみの世帯 : 世帯年収が600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯 : 世帯所得が440万円以内

※23歳未満の被扶養者がいる世帯は、世帯収入(所得)の制限はありません。

※高齢者、障がい者がいる世帯は、世帯所得要件の緩和(控除)があります。

(3) 本人又は親族が、住宅再建のために金融機関等から融資を受けている

給付金額

上限300万円(1世帯につき1回限り)

申請期限

再建先の住宅へ入居完了後、原則6か月以内に申請が必要です。

- ① 令和6年3月28日までに住宅を再建し、その住宅に入居した方
→令和6年9月30日まで
- ② 令和6年3月29日以降に住宅を再建し、その住宅に入居する方
→入居日から起算して6か月経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日

対象の人

半壊以上の人や、仮設住宅などの入居中に住宅再建

石川県内

石川県内で住宅を再建する人

年収条件

年収600万円以内などの収入の条件あり

給付金額

上限300万円

併給だめ

能登の特例給付金と両方
もらうことはできない

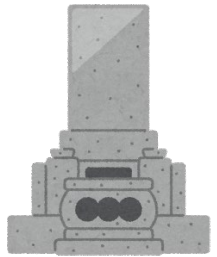
第3期 雑損控除 って 何？

※半壊以下の人にも伝えると喜ばれる！ ※医療費控除の制度と仕組みは同じ！

災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)
↑次ページ



- ・お墓の修理費用など

から もらえた保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(=所得税、住民税が減る)



雑損控除 家財の損害にやさしい国税庁

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

「国税庁 雑損控除」で検索

損害額に乗じる「被害割合」も簡単に決めてくれている

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満であるか、残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ需の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	-		

(被害割合の計算の例)
半壊の罹災証明書をもった場合

損害額×0.5

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

雑損控除 確定申告を忘れずに！

青色 損失 FA2201

令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 静岡県静岡市清水区

氏名 雑損控除 サンプル

現在のお住まいの市区町村 静岡県静岡市清水区

生年月日 3 6 4 0 1 0 1

フリガナ

種別

収入金額等

所得金額等

所得から差し引かれる金額

雑損控除 5545469

合計 6987412

課税される所得金額 000

配当控除 00

復興特別所得税額 0

源泉徴収税額 43200

申告納税額 -43200

青色申告特別控除額 650000

社会保険料控除 177444

生命保険料控除 56383

地震保険料控除 10350

勤労学生、障害者控除 0000

扶養控除 380000

基礎控除 480000

雑損控除 5545469

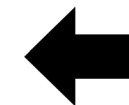
医療費控除 337766

寄附金控除

合計 6987412

社会保険料控除	⑬	1 7 7 4 4 4
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	5 6 3 8 3
地震保険料控除	⑯	1 0 3 5 0
寡婦、ひとり親控除	⑰	0 0 0 0
勤労学生、障害者控除	⑱	0 0 0 0
配偶者(特別)控除	⑲	3 8 0 0 0 0
扶養控除	㉓	0 0 0 0
基礎控除	㉔	4 8 0 0 0 0
⑬から㉔までの計	㉕	1 1 0 4 1 7 7
雑損控除	㉖	5 5 4 5 4 6 9
医療費控除	㉗	3 3 7 7 6 6
寄附金控除	㉘	
合(㉕+㉖+㉗+㉘)計	㉙	6 9 8 7 4 1 2

税理士浅原慎一郎先生(静岡市)が台風15号支援のために作成された記入サンプル



上記浅原税理士のYoutubeチャンネルで具体的な申告書の書き方が解説されています(家財については17分41秒~)

令和6年（2024年）能登半島地震における事業再建支援

「なりわい再建支援補助金」

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」 制度概要

～令和6年4月1日（月）～随時申請受付中～

【補助対象者】

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助額・補助率】

石川県なりわい
再建支援補助金HP

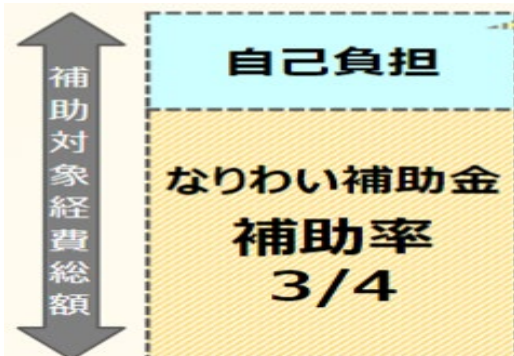


補助金額 上限 **15 億円**

補助率 **3/4**

（中堅企業等は1/2）

※一部5億円まで定額補助
〔過去数年以内の被災かつ復興途上〕
である等の要件を満たす場合



←自己負担部分への
補助や、融資の制度
もあります

補助 対象

自分が**事業用に所有**している
建物や設備が対象（建物は登記
必要、**リースや賃借は対象外**）

移転 は？

原則同じ場所での建替え復旧
ですが、液状化など移転がやむ
を得ない場合は要相談

新規 事業

元の復旧だけでなく、**新たな
事業**なども補助対象になる
ことがあるので要相談

遡れ る！

実施済みの復旧、融資を受
けたあとでも**さかのぼって
対象**になるので、被災時の
写真や見積書の保管を！



ひ さ ぽ

被災者支援情報さぽとページ

ひさぽ(特に支援制度・簡単早見表
を知ってください)←クリック